

高校を活用した若者自立支援事業費補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高校を活用した若者自立支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の適正な執行を確保するため、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定める。

(補助対象事業の範囲等)

第2条 要綱第2条第2項に規定する「校内居場所カフェ事業」は、各々、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 要綱第2条第1項に規定する「学校」と事前協議の上、実施日時を決定して「校内居場所カフェ」を開催し、スタッフ1名以上により対応すること。なお、長期休業期間を除き、月1回（1回2時間以上）程度実施するよう努めること。
- (2) 「校内居場所カフェ」開催後は、参加している生徒の情報共有を学校と行い、教員やスクールソーシャルワーカー、就労支援機関と連携して、生徒の学校生活における支援・生活支援・就職支援等を効果的に実施すること。

2 要綱第4条に規定する「宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるもの」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

3 補助対象事業は、各年度交付決定日から3月31日までに実施される事業とする。

(補助対象経費の範囲)

第3条 要綱第5条に規定する補助対象経費の範囲は、人件費、交通費、食糧費、消耗品費、諸経費のほか、補助事業の実施のために必要な経費として知事が認める経費とする。

(補助対象経費から控除する経費)

第4条 要綱第5条により補助対象経費から控除する「別に定める経費」は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 団体の維持運営に要する経常的経費
- (2) 団体構成員に支払われる手当て等のうち、役務等への対価としての必要性が認められないもの

(交付申請書等の様式)

第5条 要綱第7条に規定する交付申請は、交付申請書（様式1）により行わなければならない。

2 交付申請書には、要綱第7条第2項に規定するもののほか、事業従事者名簿を添付するものとする。

3 団体役員名簿及び事業従事者名簿には作成基準日及び役員、事業従事者の氏名を記載するものとする。

4 要綱第7条第2項第4号に規定する役員氏名等一覧表は、要綱第8条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、添付を省略することができるものとする。

（交付決定の通知）

第6条 要綱第9条により補助を行う団体及び補助の額を決定したときは、知事は、規則第4条及び第6条の規定による交付決定通知を交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

（変更の承認等）

第7条 要綱第11条に規定する知事の承認を受けようとする者は、高校を活用した若者自立支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式3-1、または3-2）に係書類を添付してすみやかに知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 3月31日までに精算が終了せず要綱第15条に規定する事業実績報告書の提出が困難な場合は、要綱第14条に規定する状況報告を、高校を活用した若者自立支援事業費補助金事業実施状況報告書（様式4）により、当該補助事業終了後7日以内に行わなければならない。

（実績報告）

第9条 要綱第15条に規定する実績報告は、事業実績報告書（様式5）により行わなければならない。

（消費税仕入控除税額報告書の様式）

第10条 要綱第17条に規定する消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（様式6）により行わなければならない。

（事業実績の公表、公開）

第11条 補助団体は、青少年課が事業実績報告書を公表することを了承するとともに、青少年課が補助対象事業について広報する際にこれに無償で協力することとする。

2 補助団体は、事業計画書、交付申請額計算書、事業結果報告書、決算書を自ら情報公開することとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月14日から施行する。